



HPはこちら

東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合
発責 組織情宣部
2024年2月21日 No.732

今まで出来ていたことが、システム導入で出来なくなることは社員にとってマイナスだ！
システムの都合で「申請できない」ことがあってならない！

「経費の把握システム 2021（勤務管理）」の運用をめぐる議論する

現在「経費の把握システム 2021（勤務管理）」のメンテナンス作業に伴い、社員が年休や仮年休、保存休暇、欠勤などが申請できない事態が生じています。東日本ユニオンは2月16日に団体交渉を開催し、経営側の考えを質しました。

【組合側】

- ・「経費の把握システム 2021（勤務管理）」のメンテナンス時期は年休、仮年休、保存休暇、欠勤等の申請に影響が出ない時期とするべきだ。
- ・年休の申請手続きは Joi-Tab や Joi-Net 端末以外ではできないのか。
- ・年休の申請手続きは、就業規則で「毎月1日から20日までに、翌月分の年休使用日等の所定事項を年次有給休暇申込簿に記入し、会社に届け出るものとする」と定めていることから、20日の23時59分まで申請が可能であると認識している。
- ・年休は労働者の権利であり、システムの都合で「申請ができない」のであれば、就業規則を逸脱している。
- ・就業規則で定めている通り、申請手続き期間中は、社員がいつでも申し込める環境が必要だ。勤務作成期間を考慮し、メンテナンスの実施を26日以降に行うべきである。
- ・メンテナンス期間の周知は現場ごとでバラバラだ。統一したルールをつくる必要がある。

【経営側】

- ・年休等の申請手続きは「新 JINJRE」で行うことが基本である。導入時に社員周知をしてきた通り、システムが稼働していない時間とメンテナンス期間中は申請することができない。システムの稼働時間内（6:00～23:00）に Joi-Tab や Joi-Net で申請することになる。
- ・システムダウンなどの異常時については、そのときにあった体制を考え、別途、会社から社員に指示する。
- ・「新 JINJRE」は勤務管理だけではなく、会社内の様々なシステムに紐づいており、メンテナンスが必要となる。メンテナンスの実施時期は一番影響の出ない時期を会社が適切に判断している。
- ・稼働時間の制限はあるが、毎月1日～20日までの期間は保障しており、就業規則を逸脱するものではない。組合側の主張は理解するが、稼働時間内に申請することの社員周知も行っており、社員の権利を剥奪しているとは考えていない。
- ・システムのセキュリティーは随時更新が必要となる。あらかじめ決まっているメンテナンス等はできる限り社員周知をしていく。